

公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則

平成22年4月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第30条及び公立大学法人埼玉県立大学再任用職員就業規則（以下「再任用就業規則」という。）第9条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規則に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び大学入試センター試験監督等業務手当、大学院手当、大学院学位論文審査手当、を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表適用の範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 事務職給料表（別表第1）

二 教育職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時、非常勤の職員及び非常勤講師以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員（学長の職にある職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人埼玉県立大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

4 学長の職務は、教育職給料表の5級の職務の級に属するものとし、学長の職にある職員の給料月額、同表の5級特号給の額とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 職員の職務の級は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（学長の職にある職員が学長の職から他の職に移った場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等の基準により決定する。

4 職員の昇給は、4月1日（表彰、研修等による昇給にあつては初任給、昇格、昇給等の基準に定める日）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める者にあつては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の2級から5級の職務の級に属する職員にあつては、57歳）を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給、

昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準に定める。
- 10 再任用就業規則第1条に規定する職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で再任用就業規則第3条第2項第二号に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定による給料月額に、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）が適用される者にあつては、勤務時間規程第3条第3項により定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回、その月の21日に、その月に支給すべき額の全額を支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものにはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第7条 前2条に定めるもののほか、給料の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学給料等の支給に関する規程に定める。

（給料の調整額）

第7条の2 給料が、職務の複雑、困難もしくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、指導人数の対象とするのは博士後期課程については3年間、博士前期課程については2年間までとする。
- 3 給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整額にその者に係る別表第3に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料の100分の25を超えるときは、給料の100分の25を超えてはならない。
- 4 給料の調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程に指定するものにある職員（以下「指定管理職員」という。）に、その職務の特殊性に基づき同規程に従い支給する。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第9条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）には、初

任給調整手当を支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学初任給調整手当に関する規程に定める。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族としての父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員(以下「事9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 心身に著しい障害がある者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族としての子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族としての父母等については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員にあつては、3,500円)とする。

- 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学扶養手当に関する規程で定める。

第11条 削除

(地域手当)

第12条 地域手当は、埼玉県職員の支給水準等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料月額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、8.5分の10を乗じて得た額との合計額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(公立大学法人埼玉県立大学住居手当に関する規程(以下「住居手当規程」という。)で定める職員を除く。)
- 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。15条において同じ。)が居住するための住宅(住居手当規程で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に

定める額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて、当該ア又はイに定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

- イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算した額

- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程に定める。(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程(以下「通勤手当規程」という。)に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤手当規程に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

- 二 前項第2号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該ア又はイに定める額

- ア 自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員 2,000円

- イ その他の職員 2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとにガソリンの小売価格を基礎として通勤手当規程に定める額を加算した額(自動車等の使用距離が片道75キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が片道75キロメートルであるものとして計算した額)

- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤手当規程で定めるもののうち、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基

礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合には、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合には、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程に定める通勤手当にあつては、同規程に定める期間）に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規程に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程に定める。

（単身赴任手当）

第15条 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程（以下「単身赴任手当規程」という。）に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（単身赴任手当規程に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の同規程に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして同規程に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、額、支給を受ける者の範囲及び支給方法については、公立大学法人埼玉県立大学職員の特殊勤務手当に関する規則等に定める。

(給料の調整額に該当しない者の大学院手当)

第16条の2 博士前期課程又は博士後期課程の授業等を担当する者に対し、1回の講義等に対し3,000円を支給する。ただし、給料の調整額の適用を受ける職員には支給しない。

(大学院学位論文審査手当)

第16条の3 大学院学位論文審査手当は、本学の大学院生1人につき主査として審査した職員1人及び副査として指導した職員2人までに対して支給する。

2 前項の手当額は、博士後期課程で主査として指導した職員には30,000円、副査として指導した職員には15,000円、博士前期課程で主査として指導した職員には10,000円、副査として指導した職員には5,000円とする。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、勤務しなかった月の分の給料及び地域手当の全額とする。

2 前項本文に規定する減額すべき給与額の算定の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額すべき事由の生じた月の分の給料及び地域手当の額に対応する額とする。

3 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料及び地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

4 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（公立大学法人埼玉県立大学時間外勤務手当に関する規程に定める時間を除く。）に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当

たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（別に定める時間を除く。）との合計が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 33 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中第一中「100 文の 125」及び第二「100 文の 135」とあるのは、「100 分 100」とする。

（休日勤務手当）

第 19 条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（勤務時間規程第 8 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して勤務 1 時間につき、第 21 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。
- 3 前 2 項の休日とは、勤務時間規程第 7 条第 2 項に規定する職員の休日その他公立大学法人埼玉県立大学休日勤務手当に関する規程に定める日をいう。

（管理職員特別勤務手当）

第 20 条 第 8 条に規定する指定管理職員又は学長の職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日若しくは 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）に勤務した場合（勤務時間規程第 7 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員又は学長の職にある職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合及び正規の勤務時間の全部が代休として指定された日の正規の勤務時間外に勤務した場合）は、当該指定管理職員又は学長の職にある職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。
 - 一 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、1 万 2,000 円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額
 - 二 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額
- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別

勤務手当規程に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第18条及び第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の調整額、初任給調整手当の月額及び給料の月額に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから公立大学法人埼玉県立大学給料等の支給に関する規程(以下「給料等の支給規程」という。)に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第18条及び第19条第2項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末及び勤勉手当規程」という。)に定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び期末及び勤勉手当規程に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員(学長の職にある職員を除く。))でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末及び勤勉手当規程に定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額、学長の職にある職員にあっては100分の66.25を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6月 100分の100

二 5月以上6月未満 100分の80

三 3月以上5月未満 100分の60

四 3月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職員(学長の職にある職員を除く。)で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して期末及び勤勉手当規程に定めるもの並びに学長の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して同規程に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で同規程に定める割合を乗じて得た額(同規程に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額(別表第1の備考2、又は別表第2の備考2の規定を適用しない額をいう。))の100分の25を超えない範囲内で同規程に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末及び勤勉手当規程に定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末及び勤勉手当規程に定める。
（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（期末及び勤勉手当規程に定める職員にあつては、同規程に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の同規程に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡

した職員（同規程に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末及び勤勉手当規程に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に対して支給する勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち学長及び再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）を乗じて得た額の総額

- 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

- 三 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 106.25 を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第 2 3 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 2 6 条第 3 項」と読み替えるものとする。

- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 2 4 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 2 6 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 2 6 条第 1 項に規定する基準日をいう。）以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末手当及び勤勉手当規則に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

- 第 2 7 条 第 8 条から第 1 0 条まで、第 1 3 条、第 1 6 条、第 1 8 条及び第 1 9 条第 2 項の規定は、学長の職にある職員には適用しない。

- 2 第 1 8 条及び第 1 9 条第 2 項の規定は、指定管理職員には適用しない。

- 3 第 1 8 条第 1 項第 1 号の規定は、裁量労働に従事する職員には適用しない。

- 4 第 9 条から第 1 0 条まで、第 1 3 条の規定は、再任用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

- 第 2 8 条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（大学入学共通テスト監督等業務手当）

- 第 2 9 条 大学入学共通テスト試験日における入試関連業務に従事した職員（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）に対する給与（第 1 8 条における時間外勤務手当分を含む。）として、1 日あたり 10,000 円を支給する。

- 2 前項の規定により大学入学共通テスト監督等業務手当を支給される日については、第 2 0 条に規定する管理職員特別勤務手当は支給しない。

- 3 大学入学共通テスト監督等業務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

（臨時又は非常勤の職員の給与）

- 第 3 0 条 臨時又は非常勤の職員の給与については、理事長は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもって手当を支給することができる。

（休職者の給与）

- 第 3 1 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第 1 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が、職員就業規則第17条第1項第3号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項及び前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末及び勤勉手当規程に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第32条 公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程(平成22年規程第28号。以下「育児休業等規程」という。)の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- 二 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 四 職員が介護休業又は介護部分休業をする場合及び育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児短時間勤務職員についての特例)

第33条 育児休業等規程第19条の規定による育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4項	とする	に、勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
--------	-----	---

第 4 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間規程第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 4 条第 3 項 及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 4 条第 2 項第 2 号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均 1 月当たりの通勤所要回数が 1 0 回に満たない職員にあっては、その額から、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額）
第 1 8 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 2 3 条第 3 項	給料、給料 の 調 整 額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条第 4 項及び第 2 6 条第 3 項	給 料 の 月 額、給料 の 調 整 額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条第 4 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条第 5 項	期末及び勤 勉 手 当 規程	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して期末及び勤勉手当規程

（口座振替の方法による給与の支給）

第 3 4 条 給与は、職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

（給与の控除）

第 3 5 条 前条にかかわらず、法令又は労使協定（労基法第 2 4 条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

（給与改定）

第 3 6 条 理事長は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとするた

め、給与を改定することができる。

(派遣職員の給与)

第 3 7 条 埼玉県から法人に派遣された職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年埼玉県条例第 1 9 号。以下「給与条例」という。）その他関係規程の定めるところによる。

(その他)

第 3 8 条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。）第 5 9 条第 2 項により法人の職員となった者（以下承継職員という。）で、この規則によりその者の給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 この規則施行の際、承継職員が給与条例その他埼玉県の関係規定によってなされていた職員の給与に関する決定及び手続は、この規則の各相当規定によってなされたものとみなす。
- 4 この規則中別に定めることに規定されている事項については、理事長により別段の定めがなされるまでの間は、給与条例その他埼玉県の関係規定の例による。
- 5 この規則第 1 3 条の規定にかかわらず、自らの所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの及び単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任職員」という。）で、配偶者が単身赴任職員の所有に係る住宅に居住し、かつ、単身赴任職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主であるもの（学長の職にある職員を除く。）については、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間にあっては「3,000 円」、同年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間にあっては「1,500 円」の住居手当を支給する。ただし、平成 2 2 年 4 月 1 日前から引き続き当該手当の支給要件に該当する承継職員に限る。
- 6 学長の職にある職員の期末手当及び勤勉手当の額は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 8 月 3 0 日までの間は、第 2 3 条第 2 項及び第 2 6 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による期末手当及び勤勉手当の額からそれぞれその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一部改正〔平成 2 4 年 4 月 1 日・平成 2 5 年 4 月 1 日・平成 2 6 年 4 月 1 日・平成 2 7 年 4 月 1 日〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 項の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成 1 8 年 3 月 3 1 日から引き続き職員である者で、その者の受ける給料月額（以下この項において「改正後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額に 100 分の 99.53 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額（以下この項において「改正前給料月額」という。））に達しないこととなる職員には、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が 1 円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。
- 一 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 1 万円を超えるときは、1 万円）を減じた額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 二 平成 25 年 4 月 1 日以降 差額から 1 万円に平成 24 年 4 月 1 日から給料の支給日までの期間に 1 年を加えた期間の年数（その年数に 1 年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

一部改正〔平成 24 年 4 月 1 日〕

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後のこの規則第 23 条第 2 項から第 5 項まで若しくは第 31 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第 15 条第 2 項に規定する加算額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.16 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職 給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 48 号給まで
	4 級	1 号給から 32 号給まで
	5 級	1 号給から 24 号給まで
	6 級	1 号給から 16 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職 給料表	1 級	1 号給から 72 号給まで
	2 級	1 号給から 52 号給まで
	3 級	1 号給から 40 号給まで
	4 級	1 号給から 12 号給まで

- 二 平成 22 年 6 月 1 日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.16 を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（管理職手当の額の特例）
- 2 公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程別表第 1 の職の欄に掲げる職のうち区分が 1 種から 5 種までとされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成 24 年 4 月 1 日（4 種又は 5 種とされている職にある職員にあつては平成 25 年 4 月 1 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当

の額からその 100 分の 10（3 種から 5 種までとされている職にある職員にあっては、100 分の 5）に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 3 公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程別表第 1 の職の欄に掲げる職のうち区分が 1 種から 2 種までとされている職にある職員の管理職手当の月額、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一部改正〔平成 25 年 4 月 1 日・平成 26 年 4 月 1 日〕

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する規則の特例）

- 2 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（一部改正（平成 22 年 12 月 1 日施行）附則第 2 項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割 合
事務職 給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
教育職 給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級から 3 級まで	100 分の 7.77
	4 級	100 分の 9.77

- 3 特例期間においては、学長の職にある職員に対する給料月額は、前項の規定にかかわらず、給料月額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、この規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 4.45 を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 4.45 を乗じて得た額

三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

給料表	職務の級	割 合
事務職 給料表	6 級以下	100 分の 1
	7 級以上	100 分の 4.34
教育職 給料表	3 級以下	100 分の 1
	4 級	100 分の 4.34

- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

給料表	職務の級	割 合
事務職 給料表	6 級以下	100 分の 1
	7 級以上	100 分の 4.34
教育職 給料表	3 級以下	100 分の 1
	4 級	100 分の 4.34

- 五 第 3 1 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第 3 1 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 3 1 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額

ハ 第 3 1 条第 4 項 前項及び第 2 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 3 1 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 3 1 条第 6 項 第 3 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 5 特例期間においては、第 1 7 条第 1 項及び第 3 2 条第 1 項第 4 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 1 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 6 特例期間においては、第 1 8 条及び第 1 9 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料の月額、初任給調整手当の月額及び給料の月額に対する地域手当の月額合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（端数計算）

- 7 前 5 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（病気休暇による給料の半減）

- 2 当分の間、第 1 7 条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇

の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

(勤務しない期間の範囲)

- 3 前項の勤務しない期間には、特定病気休暇（次に掲げる場合における病気休暇（以下「業務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間規程第7条第2項に規定する職員の休日（勤務時間規程第8条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日）その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、業務傷病休暇等の日その他の理事長が定める日を除く。）が含まれるものとする。

一 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程第2条第1項第1号に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

二 定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で、法人が当該通院加療のため病気休暇の使用を承認した場合

(給料の半額を減ずる日)

- 4 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

- 6 前2項の規定の適用については、業務傷病休暇等の期間その他の理事長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(給料の日割計算)

- 7 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月22日から施行する。

(勤勉手当の内払い)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(廃止)

- 3 平成22年12月1日付け附則第4項については、平成26年12月21日をもって廃止する。

附 則 (平成26年12月16日決裁)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日（以下、「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達していないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、切替後給料月額のほ

か、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が１円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。

- 一 切替日から平成２８年３月３１日までの間 切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下その項において単に「差額」という。）
 - 二 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間 差額に３分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 三 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間 差額に３分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- ３ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の基準に準じて、給料を支給する。
- ４ 前２項の規定による給料を支給される職員について、給与規則第２３条第３項及び第２６条第３項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成２７年改正規則附則第２項から第３項目での規定による給料の額との合計額」とする。
- （地域手当及び単身赴任手当に関する経過措置）
- ５ 平成２７年度以降の地域手当及び単身赴任手当の支給割合及び単身赴任手当の額は、給与条例その他埼玉県の関係規定の例による。

附 則（平成２７年３月２３日決裁）

（施行期日）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- １ この規則は、平成２８年３月２５日から施行する。
- ２ 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第２６条第２項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成２７年４月１日
 - 二 給与規則第２６条第２項の規定 平成２７年１２月１日
（給与の内払い）
- ３ 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- １ この規則は、平成２８年１２月２２日から施行する。ただし、第３２条第１項第４号の規定は、平成２９年１月１日から施行する。
- ２ 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第２６条第２項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成２８年４月１日
 - 二 給与規則第２６条第２項の規定 平成２８年１２月１日
（給与の内払い）
- ３ 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族としての配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員(以下「事8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき1万円	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第11条第1項	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
第11条第1項第1号	場合(事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第11条第1項	二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を	二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。) 三 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する

	欠くに至った者がある場合を除く。)	場合を除く。) 四 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。)
第１１条第２項	扶養親族（事９級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族
	なった日、事９級以上職員から事９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事９級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事９級以上職員以外の職員から事９級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事９級以上職員となった日	死亡した日
第１１条第３項	次の各号のいずれか	第１号、第２号若しくは第７号
	においては、その	又は扶養手当をうけている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第１号又は第３号	第１号
	の改定	の改定（扶養親族としての子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶

		者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第11条第3項第2号	扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規則第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族としての配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「事8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号	、同項第2号
第11条第1項	扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
第11条第1項第1号	場合（事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第11条第1項第2号	場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての	場合

	要件を欠くに至った者がある場合	
第 1 1 条第 2 項	扶養親族（事 9 級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族
	なった日、事 9 級以上職員から事 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事 9 級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事 9 級以上職員以外の職員から事 9 級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事 9 級以上職員となった日	死亡した日
第 1 1 条第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 1 1 条第 3 項 第 2 号	扶養親族（事 9 級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族

- 4 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間は、改正後の給与規則第 1 0 条第 1 項ただし書並びに第 1 1 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 0 条第 3 項	扶養親族としての配偶者、 父母等	前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）
	が 8 級	が 8 級以上
	事 8 級職員等	事 8 級以上職員等
	前項第 2 号	同項第 2 号

第 1 1 条第 1 項	扶養親族（事 9 級以上職員にあつては、扶養親族としての子の限る。）がある場合、事 9 級以上職員から事 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
第 1 1 条第 1 項 第 1 号	場合（事 9 級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第 1 1 条第 1 項 第 2 号	場合及び事 9 級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第 1 1 条第 2 項	扶養親族（事 9 級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族
	なった日、事 9 級以上職員から事 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてはその職員に扶養親族としての子で前項の規定により届出に係るものがないときはその職員が事 9 級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事 9 級以上職員以外の職員から事 9 級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事 9 級以上職員となった日	死亡した日
第 1 1 条第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 1 1 条第 3 項 第 2 号	扶養親族（事 9 級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族
第 1 1 条第 3 項 第 4 号	事 8 級職員等が事 8 級職員等及び事 9 級以上職員	事 8 級以上職員等が事 8 級以上職員等
第 1 1 条第 3 項	事 8 級職員等及び事 9 級以上職員	事 8 級以上職員等

第 6 号	が事 8 級職員等	が事 8 級以上職員等
-------	-----------	-------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第 26 条第 2 項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成 29 年 4 月 1 日
 - 二 給与規則第 26 条第 2 項の規定 平成 29 年 12 月 1 日
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第 26 条第 2 項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成 30 年 4 月 1 日
 - 二 給与規則第 26 条第 2 項の規定 平成 30 年 12 月 1 日
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 24 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第 26 条第 2 項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成 31 年 4 月 1 日
 - 二 給与規則第 26 条第 2 項の規定 令和元年 12 月 1 日
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規程 令和4年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 令和4年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第23条第2項及び第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 令和5年4月1日
 - 二 給与規則第23条第2項及び第26条第2項の規定 令和5年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月20日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下（給与規則）という。）（第23条第2項及び第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 令和6年4月1日
 - 二 給与規則第23条第2項及び第26条第2項の規定 令和6年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における令和7年4月1日から施行する給与規則（以下「改正後給与規則」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは、「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに対しては」と、同条第2項中「5 心身に著しい障害がある者」とあるのは「5 心身に著しい障害がある者」「6 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後給与規則第15条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第 1 (第 3 条関係)
事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					

事務職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
再任 用職 員		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

教育職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	217,800	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	220,300	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	222,700	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	225,100	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	227,500	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	229,900	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	232,400	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	234,800	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	237,200	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	239,000	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	240,800	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	242,600	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	244,300	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	245,900	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	247,500	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	249,000	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	250,500	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	251,900	294,700	368,100	413,000	
	19	253,200	297,400	369,500	414,100	
	20	254,600	300,000	370,800	415,300	
	21	255,900	302,600	372,100	416,300	
	22	257,400	305,000	373,300	417,400	
	23	258,900	307,400	374,500	418,500	
	24	260,400	309,600	375,600	419,700	
	25	261,900	311,800	376,700	420,600	
	26	263,600	313,800	378,100	421,700	
	27	265,300	315,800	379,400	422,800	
	28	267,000	317,800	380,700	423,800	
	29	268,600	319,800	382,000	424,800	
	30	270,500	321,700	383,300	425,900	
	31	272,400	323,600	384,600	427,000	
	32	274,300	325,500	385,900	428,100	
	33	276,100	327,300	387,200	429,100	
	34	277,300	329,200	388,400	430,300	
	35	278,500	331,100	389,600	431,500	
	36	279,600	333,000	390,700	432,700	
	37	280,600	334,700	391,800	433,400	
	38	281,600	335,900	393,000	434,300	
	39	282,600	337,000	394,100	435,200	
	40	283,600	338,100	395,200	436,000	
	41	284,600	338,700	396,300	436,800	
	42	285,700	339,100	397,500	437,700	
	43	286,800	339,500	398,700	438,600	
	44	287,700	339,900	399,800	439,400	
	45	288,600	340,500	400,800	440,100	
	46	289,600	341,000	401,800	441,000	
	47	290,600	341,500	402,800	442,000	
	48	291,500	341,900	403,700	442,900	
	49	292,400	342,300	404,900	443,800	
	50	292,900	342,700	406,300	444,700	
	51	293,300	343,100	407,700	445,700	
	52	293,900	343,500	409,100	446,600	
	53	294,300	343,900	409,900	447,600	

教育職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	54	294,700	344,300	410,900	448,600	
	55	295,000	344,700	411,900	449,500	
	56	295,400	345,100	413,000	450,500	
	57	295,800	345,500	413,900	451,400	
	58	296,300	345,900	414,700	452,300	
	59	296,800	346,300	415,500	453,200	
	60	297,200	346,700	416,200	454,200	
	61	297,600	347,100	416,900	455,000	
	62	298,000	347,500	417,800	455,400	
	63	298,400	347,900	418,600	456,000	
	64	298,800	348,300	419,200	456,600	
	65	299,200	348,700	419,800	457,200	
	66	299,600	349,100	420,200	457,900	
	67	300,000	349,500	420,500	458,200	
	68	300,400	349,900	420,800	458,800	
	69	300,800	350,300	421,100	459,200	
	70	301,200	350,800	421,400	459,500	
	71	301,600	351,200	421,600	459,800	
	72	302,000	351,600	421,900	460,100	
	73	302,400	351,900	422,100	460,400	
	74	302,800	352,400	422,400		
	75	303,200	352,800	422,700		
	76	303,600	353,200	423,000		
	77	303,900	353,600	423,200		
	78	304,300	354,100	423,400		
	79	304,700	354,600	423,700		
	80	305,100	355,100	424,000		
	81	305,400	355,600	424,200		
	82	305,800	356,300	424,500		
	83	306,200	357,000	424,800		
	84	306,600	357,700	425,100		
	85	306,900	358,300	425,300		
	86	307,300	358,900	425,600		
	87	307,700	359,500	425,900		
	88	308,100	360,100	426,100		
	89	308,500	360,600	426,300		
	90	308,900	361,000	426,600		
	91	309,300	361,400	426,900		
	92	309,700	361,800	427,100		
	93	310,100	362,200	427,300		
	94	310,600	362,600			
	95	311,100	363,100			
	96	311,500	363,500			
	97	311,900	364,100			
	98	312,400	364,600			
	99	312,900	365,000			
	100	313,500	365,500			
	101	313,800	365,900			
	102	314,100	366,400			
	103	314,400	366,700			
	104	314,700	367,100			
	105	315,000	367,600			
	106	315,300	368,000			
	107	315,600	368,500			
	108	315,800	369,000			
	109	316,100	369,400			

教育職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110	316,400	369,900			
	111	316,800	370,300			
	112	317,200	370,700			
	113	317,500	371,100			
	114	317,900	371,500			
	115	318,200	371,900			
	116	318,500	372,300			
	117	318,700	372,700			
	118	319,000	373,100			
	119	319,400	373,500			
	120	319,800	373,900			
	121	320,000	374,200			
	122	320,300	374,600			
	123	320,600	375,100			
	124	321,000	375,400			
	125	321,200	375,800			
	126	321,400	376,300			
	127	321,700	376,800			
	128	322,000	377,200			
	129	322,200	377,600			
	130	322,500				
	131	322,900				
	132	323,100				
	133	323,300				
	134	323,600				
	135	324,000				
	136	324,200				
	137	324,400				
	138	324,600				
	139	324,800				
	140	325,100				
	141	325,500				
	142	325,800				
	143	326,100				
	144	326,400				
	145	326,800				
	146	327,100				
	147	327,300				
	148	327,600				
	149	328,000				
	150	328,300				
	151	328,600				
	152	328,800				
	153	329,100				
	154	329,400				
	155	329,700				
	156	330,000				
	157	330,200				
	特					908,000

- 備考 1 この表は、学長、教授、准教授、助教及び助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

附則別表 号給の切替表（令和7年4月1日施行附則第2項関係）

イ 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	

イ 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				

イ 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

附則別表 号給の切替表（令和 7 年 4 月 1 日施行附則第 2 項関係）

ロ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6

ロ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	

ロ 教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

別表第3 (第7条の2関係)

調整数

職 員	調整数
(1) 大学院担当教員のうち、主任として博士後期課程を担当する者で、4人以上の博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者	3
(2) 大学院担当教員のうち、主任として博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者((1)に掲げる者を除く。)	2
(3) 大学院担当教員のうち、主任として博士前期課程の学生に対して研究指導に従事する者	1
(4) 指導補助として、博士前期課程又は博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者	0.5

別表第4 (第7条の2関係)

調整額

職務の級	調 整 額
5 級	15,000円
4 級	12,700円
3 級	11,900円
2 級	10,400円